

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 京都府八幡市上奈良日ノ尾1番地の7

氏 名 株式会社大剛
代表取締役 安田 奉春

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 大熊 誠太郎



許可の年月日 平成28年6月2日

許可の有効年月日 平成33年3月12日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①燃え殻

②汚泥

③廃油

④廃酸

⑤廃アルカリ

⑥廃プラスチック類

⑦紙くず

⑧木くず

⑨繊維くず

以上17種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

⑩動植物性残さ

⑪ゴムくず

⑫金属くず

⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

⑭鉱さい

⑮がれき類

⑯動物のふん尿（鶏ふんに限る。）

⑰ばいじん

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年3月13日：当初許可

平成18年3月13日：更新許可

平成23年4月14日：更新許可

平成28年3月13日：更新許可

平成28年6月2日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑯）

平成28年9月1日：代表者の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無